✻ 農地集落農地動態調査 ✻

宮城県遠田郡小牛田町中埣地区原部落における農地動態

河 相 一 成

1. 調査地の農業概況

小牛田町は宮城県北の水稲単作地帯のほぼ中心に位置する。調査地の原部落は水稲作を基幹としながらも、1960年頃までは若干の畑地に麦、やさいなどを作付けていたが、その後の開田により畑は急激に減少し典型的な水稲単作構造へと変化していった。

一方、小牛田町には1960年以降、とくに65年以降にいくつかの工場が進出し、進出企業は次第に工場の規模を拡大するなど、地元労働市場が拡大してきた。1960年における産業別就業人口は、一次産業が54.4%、二次産業が8.8%、三次産業が36.8%であったが、65年はそれぞれ45.1%、13.3%、41.6%に、70年には36.8%、19.2%、44.0%となり、二次産業の急速な増加、一次産業の急速な減少という変化を明瞭にみせてくる。この変化には農家の兼業化の広がりを含んでいる。小牛田町における農家兼業化は1960年には48.9%で、そのうち一種兼業が28.9%、二種兼業が20%であった。これが70年には、兼業化が87.1%と急増し、一兼が50%、二兼が37.1%と、一兼の比重が増してくる。原部落はこうした兼業動向が一層顕著に出ている。すなわち、1960年には兼業化率42.9%、うち、一兼が28.6%、二兼が14.3%であったものが70年には兼業が94.1%、うち、一兼が70.6%、二兼が23.5%と、一兼の比重が極めて大きくなる。原部落の兼業化がこのようにすすんできた事情には、部落内あるいは近接部落に工場が立地し、兼業機会が増加したということがある。

原部落における農家兼業の形態は、常勤的な賃労働従事者が大半を占め（兼業従事者43人のうち27人）、次いで恒常的な日雇と臨時的な人夫・日雇となっている。長期の出稼は1人だけで例外的存在である。兼業農家の階層性は、後にみる各農家の農作業への対応と密接にからんでいるという意味で重要である。すなわち、常勤的賃労働（職員勤務も含む）は2ha以下層に多いがとくに1ha以下層にそれの密度が高い。さらにそれは2ha以上層にも広がっている。そして0.5ha以下層は常勤的賃労働兼業に世帯主が、またそれ以上層においては長男・長男あるいは世帯主の妻など、基幹的労働力の多くが従事している。臨時的人夫・日雇は1ha以下層には1人だけで、むしろそれ以外の各層に散らばっているが、世帯主の常勤的賃労働従事者がすくない2.5ha以上層に数名みられるのである。このように原部落における農家の兼業は、1ha以下層と1～1.5ha層の基幹的労働力による常勤的賃労働、1.5～2.5層の常勤的賃労働と臨時的人夫・日雇の混在の下に長男が就業し、

表 1　従業員数別事業所数

（1972 年、小牛田町）

従業員規模	1～9人	10～ 29	30～ 49	50～ 99	100～299	300～	計
事業所数	22	12	3	2	2	1	42

註. 1）東北井上ゴム　352 人　1964 年立地
高畑縫製　184　1967 〃　（中埣地区）
全酪小牛田工場　125　1953 〃
クミアイ化学　90　1962 〃
サンワ電気　60　1972 〃
菊地ワラ工品　39　1968 〃　（中埣・原部落）
粟野コンクリート　32　1953 〃　（　〃　）

2）1967 年現在、東北井上ゴムの従業員は　75 人
高畑縫製　〃　17 人

表2　業種別事業所数および従業員数

（1972 年、小牛田町）

	食料品製造	繊維製品	土石窯業	化学	電器製品	家具	木材製品	ゴム製品	その他	計
企業数	18	1	4	2	5	4	3	1	4	42
従業員数	229	184	91	93	132	74	18	352	36	1,209

2.5～3 ha、3 ha以上層も常勤的賃労働に長男が就業する、という形をとり、概して常勤的賃労働が各層におよんでいるのが特徴といえよう。

このような兼業化との対応にも関連して農業機械の導入が進行している。原部落では、1963～65年に動力耕耘機の普及が一般化し、70～71年頃まで耕耘機主体の機械化であった。1970年頃からはまず2.5 ha以上層にバインダーが導入され次第にそれ以外の層にも広がりをみせる。バインダーの普及とともに72年頃には田植機・播種機が2.5 ha以上層を中心に導入されてくる。また同時に中型トラクター(20馬力前後)が3 ha以上層を中心に2.0～2.5 ha層、2.5～3 ha層にも導入される。こうして機械導入は全体として3 ha以上層を中心とし2.5～3 ha層、2.5～2 ha層に、また1.5～2 ha、1～1.5 ha層にも若干普及する。そして1 ha以下層はまったく機械をもたない層として特徴づけられる。機械の所有・利用形態は、共有と個人有、個別利用と共同利用とがあり、これが具体的には農作業への従事のしかたの差異として現われる。その差異は農作業の受委託、経営の受委託の関係である。そしてしかも、これは機械の所有・利用形態とともにさきにみた兼業への従事の形態がより規定的要素として作用するのである。

農作業の受委託・経営の受委託が広がるとともに、もう一つの特徴はさいきん繁殖豚を中心に肥育豚・牛が若干の拡大をみせており、耕地の拡大によらない経営の拡大が出はじめつつある。

以上のように調査地の農業は、水稲単作への集約方向から小家畜導入による複合化の方向と、兼業化・機械化による作業および経営の受委託関係の拡大、という形態をとって変化しつつある。

表3　農家の兼業状態（原部落）

経営規模階層	農家番号	就業形態				就業先・日数（賃金）
		通勤			出稼	
		常勤的	恒常的	臨時的		
3 ha 以上	1	長男				町内・渡辺採種場・年間
	2	長男				〃　消防署員
	3	長男				〃　全酪小牛田工場
	4					（自営・ワラ工品・175日）
	5			主		仙台・鹿島建設・30日（自営・ワラ工品）
	6		主			硯工場、15日／月・（2,000円／日）
	7	主				トーアロン商事
3 ～ 2.5	8	弟				町内・全酪小牛田工場
		長女				仙台、市立病院
	9			長男		トラック運搬業・70～80日
	10	主				町内・粟野コンクリート・240日・（1,600円／日）
	11		主			〃　〃　150日
	12		主			大工・150日
	13	—	—	—	—	
2.5 ～ 2	14					（米穀商）
	15					（自営・ワラ工品）
	16	主				中津ワラ工品KK
		長男				古川・渡兵商店
	17	妻				町内・高畑縫製
				主		〃　菊地たたみ店運転手・120日
	18			長男		〃　土建・150日
		長男の妻				〃　高畑縫製（1,700円／日）
2 ～ 1.5	19	主				〃　公民館
		妻				〃　役場職員
	20	長男				古川・アルプス電機KK
					主	県外150日
1.5 ～ 1	21	長男				町内・全酪小牛田工場
	22	長男				〃　・役場職員
	23		主			県内・土建・180日
	24			主		〃　〃　60日（2,500円／日）
	25	長女				印刷会社
		次女				山崎パンKK
	26	次女				古川・アルプス電機KK
1 ～ 0.5	27			主		仙台・土工・150日
		妻				田尻・アルプス電機
	28	長男の妻				町内・高畑縫製
			主			県内・　180日（1,800円／日）
	29	主				小牛田・酒店
0.5 ～	30	主				（自営・タクシー会社経営、13台）
	31					町内・高畑縫製
		主				（自営・建具店経営）
	32	主				古田・自転車修理工場
		妻				町内・高畑縫製
	33	主				仙台・共立配送（長離距トラック運転手）
	34					粟野コンクリート工業所経営・家族5名就業）

2. 農地諸権利移動

小牛田町全体としては農地の諸権利移動はおおよそ次のような状況にある。自作地有償移動は減少・停滞傾向にあるが、1968～72年の5年間の総体としては2ha以下の各層が総体として渡過剰、つまり経営面積を縮小させ、2ha以上の各層が経営面積を拡大している。だが、縮小・拡大の規模は小さい。賃借権の設定はさいきんの5年間にわずか4件、賃借権解約は60件である。農地の4条転用はこの間に64件、407a、5条転用は361件、4,084aであるが、5条転用は増加傾向にある。

原部落の農地諸権利移動は次のとおりである。1955年までは、各層とも農地移動はごくわずかである。1955～60年になると、2ha以上層に購入がかなり現われる。またこの時期は残存小作地の解放がおこなわれるが、これは同部落における一戸の旧地主(No㉝)の生活苦による没落過程によるものである。1961～65年の時期は、2.5ha以上層で購入が多くみられる。また同時に残存小作地の解放が現在の2ha以上層によっておこなわれる。これは改革前において数10a程度の貸付地を当時の自小作層がもっていたが、これが今日まで残存小作地として存続していたものが解放されたものである。1966～70年には2ha以上層に購入が若干みられるが、前の時期よりも件数は減る。1971年以降の時期は、2～2.5ha以上層に若干の購入が、1～1.5ha、2～2.5ha、2.5～3haの各層に1件づつの売却がみられる。またこの時期に借入（ヤミを含む）が3ha以上層と0.5～1ha層にみられる。

以上のことから、農地諸権利移動は全体をとおして停滞的とみられるが、その中での特徴は、1961～65年の時期がもっとも活発に動いたとともに、購入による規模拡大は1955～60年をピークにしてそれ以降は減少・停滞している。また借入の動きは非常にすくない。農地の転用は、1970年まではほとんどみられなかったが、1971年以降、5条転用が各層に生じた。これは道路拡張工事などによる影響である。さらに原部落の特徴は、開田がかなりおこなわれたことである。これまで耕作

表4　自作地有償移動面積（小牛田町）

（単位 ㎡）

		不耕作	～0.3 ha	0.3～0.5	0.5～0.7	0.7～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～5.0	～5.0	計
1968年	渡（A）		10,435	16,571	30,633	12,833	17,522	20,015	10,064	8,882			152,696
	受（B）		3,247	2,392	11,325	9,013	14,104	14,201	43,936	33,591	20,887		152,696
	差引(B-A)		△ 7,188	△14,179	△19,308	△ 3,820	△ 3,418	△ 5,814	33,872	24,709	20,887		0
1969	渡		12,744	4,811	11,303	11,423	8,070	13,886	7,576	5,020	6,480		81,313
	受		—	3,484	2,406	11,501	4,609	11,989	24,147	10,498	12,679		81,313
	差引		△12,744	△ 1,327	△ 8,897	78	△ 3,461	△ 1,897	16,571	5,478	6,199		0
1970	渡		3,973	4,589	2,504	11,327	9,339	14,296	11,899	6,378	4,178		68,483
	受		—	7,094	2,278	14,789	9,993	2,523	12,103	3,043	16,660		68,483
	差引		△ 3,973	2,505	△ 226	3,462	654	△11,773	204	△ 3,335	12,482		0
1971	渡	4,124	5,848	11,218	15,604	7,311	19,439	18,896	7,757	5,882	11,363		106,642
	受	13,950	—	—	2,081	405	19,199	18,692	17,401	15,540	19,374		106,642
	差引	9,826	△ 5,848	△11,218	△13,523	△ 6,906	△ 240	△ 204	9,644	9,658	8,011		0
1972	渡		9,792	11,133	3,696	17,201	25,939	13,218	3,188	8,697	11,813		104,677
	受	7,664	—	5,105	4,807	4,000	9,209	13,086	11,615	24,712	24,479		104,677
	差引	7,664	△ 9,792	△ 6,028	1,111	△13,201	△16,730	△ 132	8,427	16,015	12,666		0
1968～1972の合計	渡	4,124	42,792	48,322	63,740	60,095	80,309	80,311	40,484	34,859	33,834		513,811
	受	21,614	3,247	18,075	22,897	39,708	57,114	60,491	109,202	87,384	94,079		513,811
	差引	17,490	△39,545	△30,247	△40,843	△20,387	△23,195	△19,820	68,718	52,525	60,245		0

表5　自作地有償移動の理由別件数（小牛田町）

		1968年	69	70	71	72
参加農業生産法人への出資						
農業廃止		2	6	2	3	2
兼業による経営縮小		2	3	5		7
労力不足		7	5	4	18	2
耕作不便、低生産地のため		6	10	5	3	10
農地以外の交換					2	3
資金を必要とするため	営農資金	2	3	2		5
	農地購入	25	24	12		
	相続・分家	3				
	災害					
	療養その他生活資金	15	9	10	2	12
	その他	37	16	12	4	7
	小計	82	52	36	6	24
相手方の要望		14	19	17	55	20
その他				2	10	1
法人譲渡						
合計		113	95	71	97	69

表6　農地転用（小牛田町）

	4条				5条			
	件数	面積(a)			件数	面積(a)		
		田	畑	計		田	畑	計
1968年	11	10	48	58	85	720	246	966
1969	18	34	69	103	48	343	69	412
1970	13	63	18	81	64	514	120	634
1971	9	26	50	76	59	234	133	367
1972	13	39	50	89	105	1,434	271	1,705
計	64	172	235	407	361	3,245	839	4,084

していた普通畑を開田するのであるから経営面積としての変化はないが、低所得の麦、そさいなどから米作に転じたことにより相対的に経営規模が拡大してきたという内容をもつ。開田の時期は1955年前にも若干みられるが、1955～60年に1.5ha層でおこなわれ、さらに1961～65年にもっとも旺盛で、しかも2ha以上層に集中していることが特徴である。そして1966年以降は減少する。

こういうことから原部落においては、農地の購入と開田および若干の買入れとによって2ha以上層が概して経営規模を拡大してきたといえる。

表7　農地価格
（小牛田町中埣地区）

	中田（10a、千円）	水田の住宅用転用（㎡、千円）
1960年	190	
65	190	3
66	170	2
67	300	
68	330	2
69	430	2
70	430	2
72	500	4

註．原部落の実例（自作地水田）
1958年　140千円
1965　230
1966　250
1969　220（地目畑）
1973　250（小作地売却；自作地の½）

このような性格をもって農地諸権利が移動した結果、農家の経営面積階層はどのように変化しただろうか。1950～55年の間の動きは、経営階層が落ちた農家が3戸、増加した農家は1戸であり、他の農家（30戸）は経営階層に変化がなかったのである。経営階層が落ちた農家は、1～1.5ha→0.5～1haに、2.5～3ha→2～2.5haに（1戸）、3ha以上→2.5～3haであり、増加した農家は2～2.5ha→3ha以上に、という変化である。1955～74年の間には、経営階層が落ちた農家が4戸、増加した農家が7戸である。減少した農家は、0.5～1ha→0.5ha以下に、1.5～2ha→0.5haに（全面休耕を4年間おこない、なお74年度以降は予定されているところの農協あっせんによる全面委託に出すことにするなど、事実上、経営を放棄した農家＝旧地主）、1.5～2ha→1～1.5ha、3ha以上→2.5～3ha、という変化である。増加した農家は、1.5～2ha→2～2.5haに（2戸）、1.5～2ha→2.5～3haに、2～2.5ha→3ha以上に、2.5

表8　農地の移動件数（原部落）

時期	移動	経営階層 ha ～0.5	0.5～1	1～1.5	1.5～2	2～2.5	2.5～3	3～	計
	開田			1				1	2
	購入			2			1		3
	借入								
	売却						1		1
〃	小作地取得	1		1					2
	小作地解放								
1955年	小作地引上								
	贈与（受）								
	転用 5条		1						1
	転用 4条								
	開田	1	1	3				1	6
	購入			2		2	3	1	8
	借入								
1955	売却								
〃	小作地取得			2					2
	小作地解放			5					5
1960	小作地引上								
	贈与（受）								
	転用 5条					1			1
	転用 4条								
	開田			1		6	3	3	13
	購入						4	1	5
	借入								
1961	売却								
〃	小作地取得							1	1
	小作地解放					1	2	3	6
	小作地引上		1					1	2
1965	贈与（受）					1		1	2
	転用 5条								
	転用 4条	1							1
	開田	1				1	2		4
	購入						1	2	3
	借入								
1966	売却								
〃	小作地取得				1				1
	小作地解放								
	小作地引上								
1970	贈与（受）							2	2
	転用 5条								
	転用 4条								
	開田						1		1
	購入					3			3
	借入		1					2	3
	売却			1		1	1		3
1971	小作地取得		1						1
〃	小作地解放							1	1
	小作地引上								
	贈与（受）								
	転用 5条	1	4			2	2		9
	転用 4条		1						1

～ 3 ha → 3 ha 以上に（ 2 戸）である。この結果、原部落における農家の経営階層構成は、3 ha 以上層の増加、0.5 ha以下層の増加、1.5～2 ha 層の急減、0.5～1 ha層の微減、ということになった。この階層間移動はさきにみたとおり所有権移転によるものと耕作権移転によるものとが混在

表9　経営規模の変化（原部落）

農家番号	1950 年	1955	1974	備　考
	a	a	a	
1	282	282	341	
2	340	339	333	
3	331	331	331	
4	252	248	330	
5	335	335	307	
6	310	310	303	
7	310	286	301	
8	293	293	277	
9	275	275	269	
10	242	242	244	
11	164	154	254	
12	252	252	252	
13	247	329	252	
14	244	236	246	
15	235	233	233	
16	217	217	227	
17	198	196	206	
18	157	157	202	
19	179	178	185	
20	158	158	156	
21	129	129	145	
22	114	114	134	
23	157	164	122	
24	116	116	116	
25	112	112	111	
26	95	95	105	
27	110	99	89	
28	71	71	71	
29	54	54	54	
30	40	40	40	
31	59	59	38	
32	41	39	28	
33	199	199	(117)	全面休耕
34	31	31	(20)	全面積貸付

表10　農家経営規模の変動（1950 年→1955 年）

（原部落）

1950年 / 1955年	ha ～0.5	0.5～1	1～1.5	1.5～2	2～2.5	2.5～3	3～	計
ha ～0.5	㉝㉜㉞							3
0.5～1		㉕㉖㉘㉙㉛	㉗					5
1～1.5			㉑㉒㉔㉚					4
1.5～2				⑪㉓⑰⑱⑲㉟				7
2～2.5					⑩⑭⑮⑯	④		5
2.5～3						①⑧⑨⑫	⑦	5
3～					⑬	②	③⑤⑥	5
計	3	4	5	7	5	5	5	34

註．○印数字は農家番号を示す。

表11　農家経営規模の変動（1955 年→1974 年）

（原部落）

1955年 / 1974年	ha ～0.5	0.5～1	1～1.5	1.5～2	2～2.5	2.5～3	3～	計
ha ～0.5	㉝㉜㉞	㉛		㉟				5
0.5～1		㉗㉘㉙						3
1～1.5		㉕	㉑㉔㉒	㉚				6
1.5～2				⑳⑲				2
2～2.5				⑰⑱	⑩⑯⑭⑮			6
2.5～3				⑪		⑧⑨⑫	⑬	5
3～					④	①⑦	②⑤③⑥	7
計	3	5	4	7	5	5	5	34

しており、なかでも3ha以上層への拡大と0.5ha以下層の減少は、ともに耕作権移動によるものである(この多くは他部落間である)。

表12　1955年～74年の間の規模増減状況

		30a以上規模を拡大	30a以上規模を縮小	規模不変または30a未満の増減
一九七四年の経営階層	不耕作		2	
	30a未満			1
	30～50			2
	50～75			2
	75～100			1
	100～150			6
	150～200			2
	200～250			5
	250～300	1		5
	300～350			7
	350a以上			
	計	1	2	31

表13　旧自小作別の経営階層別戸数

		旧地主	旧自作	旧自小作	旧小自作	旧小作	計
一九七四年の経営規模	不耕作	1				1	2
	30a未満	–	–	–	–	–	–
	30～50					2	2
	50～75					2	2
	75～100					1	1
	100～150				3	2	5
	150～200		1				1
	200～250				2	2	4
	250～300	2	2		3		7
	300～350		3	4			7
	350a以上	–	–	–	–	–	–
	計	3	6	4	8	10	31

註．34戸のうち1戸は改革後の農家であり、2戸は旧階層が不明のため、本表では31戸だけを示した。

以上にみてきたように、原部落における農家経営規模の変動はあまり大きくはないが、変動規模を要約すると表12のとおりである。つまり、30a以上の変動があった農家はごく例外的で、大部分の農家は30a未満の変動をみせるだけである。

現在の経営規模と改革前の自小作層との関連をみたのが表13である。旧地主は不耕作と中堅農家とに分解し、旧自作層は上層～中堅層に、旧自小作層は上層に、また、旧小自作は中堅層～下層に、そして旧小作層は下層を中心として若干中堅層にも分布している。

3. 農作業の受委託

農地の諸権利移動と、それによる農家の経営階層変化は以上に示したとおりであるが、これらは全体としては緩慢な動きであるといえよう。そしてこの緩慢な動きの中に他の形態による経営階層移動が進行しつつあることがこの地区の特徴である。それは農作業の受委託関係である。

作業受委託は水田の主な作業すべてにおよんでいるが、とくに多いのは耕起・代かき・刈取・脱穀調整である。これらの作業は、機械化されていること、労働の強度が高いこと、一定の作業期間を要すること、などの性格をもつため、委託に出す農家にとっては明瞭に兼業対応といえよう。

作業受委託の農家階層関係をみよう。委託農家は1～1.5ha層に集中度が高く、また0.5ha以下層もかなり集中度が高い。これらの層の兼業は常勤的賃労働形態が主要であり、また、機械所有状況は極めて乏しい。受託農家は2～2.5ha、2.5～3ha層に集中しており、この層は常勤的賃労働を含めてかなり兼業がすすんでいるものの、基幹労働力を比較的豊富にもっていること、機械所有も普及していること、などの性格をもっている。

さて、やや個別にみていこう。受託農家8戸のうちの1戸は2～2.5ha層で、8戸の農家から耕

表14　機械所有状況（原部落）

経営規模階層	農家番号	耕耘機	トラクター	播種機	田植機	自脱コンバイン	バインダー	ハーベスター	乾燥機
3 ha以上	1	1		1	1		1		
	2		1 15ps		1		1	1	1
	3	1			½		1	1	
	4	(⅓)	½ 17ps	½	½		1	½	
	5	(⅙)	½ 17ps	½	½		1		
	6				1		1		
	7	1	1 15ps		½		1	1	1
3 ～ 2.5	8								
	9		½ 15ps		½		1	1	
	10	1			1		1		
	11		1 13ps		1				
	12	(½)	1 19ps		½		1		
	13	1	1 19ps	½	½		1		
2.5 ～ 2	14		1 19ps		½	1			1
	15	1			1		1	1	
	16	1					1		
	17	1	1 13ps		1		1	1	
	18	1	1 17ps		1		1		
2～1.5	19								
	20	1			1		½		
1.5 ～ 1	21	⅓			½				
	22	⅓			½				
	23				⅓				
	24								
	25						1		
	26								
1 ～ 0.5	27	⅓			⅓				
	28								
	29								
	30								
0.5 ～	31								
	32								
	33								
	34								

起作業を中心に代かき・田植・施肥・防除・収穫・乾燥・脱穀・出荷などほとんど全部の作業を引きうけている（No⑱）。耕起作業は6ha、代かきは1.5ha、田植は0.6ha、施肥は0.6ha、防除は0.6ha、収穫は3.2ha、乾燥は1.3ha、脱穀は1.5ha、出荷は1.3haである。これらの作業を受けるNo⑱農家の条件は、およそ次のとおり。自家農業従事者は2人（世帯主、長男）で、長男が61～149日、世帯主が60日以下という年間農業従事日数であり、所有機械は耕耘機（8ps）、トラクター

表15　作業受託農家の自家農業従事者数

農家番号	家族数	自家農業従事程度		
		～60日	61～149	150～
④	7人	人	人	2人
⑦	8	2		1
⑨	8		1	2
⑪	5			2
⑫	8			2
⑬	5			2
⑭	5	1	1	1
⑱	6	1	1	

(17ps)、田植機、動力噴霧機、動力撒粉機、バインダー、軽四輪車である。こうした条件であるからNo.⑱農家自からの経営約2ha以外に上記の作業を受託することは能力をこえたものではないといえよう。受託作業の料金は協定によっている。No.⑱農家に委託する農家の条件をみよう。経営規模階層は、0～0.5ha層が1戸、0.5～1ha層が2戸、1～1.5ha層が5戸であり、いずれも同部落内である。これら各農家は1戸を除いて機械をまったく所有しない。所有する1戸の農家は耕耘機の3戸共有、田植機の2戸共有で、他の機械はない。兼業はこれら8戸のうちの大部分が恒常的勤務で、しかも、世帯主・長男・妻などがそれに従事し家族数もすくない。つまり農業労働に従事する労働力をこれらの農家はもたないのである。委託する作業は、さきにみた受託面積でわかるように1戸(耕耘機を共有する農家)を除いて全部が耕耘・代かき作業を委託している。他の作業の委託は農家によって異なるが、次いで多いのは収穫・乾燥・出荷である。つまり、水管理・施肥・防除などは委託に出す例がすくないのである。

他の受委託関係はどうであろうか。作業受託農家は7戸だが、その経営階層は、3～3.5ha層が2戸、2.5～3ha層が4戸、2～2.5ha層が1戸である。これら各農家は、トラクター(20ps～17ps)、田植機・バインダーをほぼ所有し、家族の農業従事者数は2～3人いる。しかし専業農家ではなく農業従事者のほかに常勤的勤務者もいる。こうした条件の下で、収穫・脱穀など秋作業を中心にし、他に田植・代かき・耕起なども若干受託している。1戸当りの受託面積はまちまちだが、一作業あたり1.3ha～50aの範囲である(例外的に3.4haの受託もある)。委託農家は、さきにもみたように1～1.5ha層に多いとともに0.5ha以下層にも多い。これらの農家は機械をまったくもたないか、あるいは秋作業に必要な機械を所有しても耕耘過程に必要な機械は所有しないというのが一般的である。兼業は常勤的賃労働が多く、また自営兼業(ワラ工品加工)も散見される。これら委託農家は、施肥・防除・水管理などの作業はほとんど自家労働でおこなうが、その他の主要作業をおこなう余裕をもたない。

農作業の受委託関係は以上のように、受託農家は主な機械を所有し家族労働力が比較的多く兼業にも就くという内容をもった2.5ha以上層である。委託農家は1.5ha以下層で機械所有に乏しく兼業収入を主体としている層である。受託農家は自からの経営面積に加えてこれら委託農家の主要作業をおこなうのであるから、事実上、経営面積の拡大になるが、それはあくまでも部分作業がつけ加わるだけであって経営面積が全面的に拡大する形態をとっていないことが特徴である。

こうした作業の受委託のほかに全作業の委託、つまり事実上の賃貸関係が生じている例もある。この場合、委託者は受託者に対して耕作に費した物財費と労賃(協定賃金あるいは若干の＋α)を支払い、収穫された米は全量を受けとるという形をとっている。従って経営の危険負担は委託者が負うことになり、また明確な地代支払い形態をとっていない。

表16　農作業の受委託（原部落）

受託農家		委託農家		委託作業と面積										全面委託	備考
農家番号	経営面積	農家番号	経営面積	育苗	耕起	代かき	田植	施肥	防除	収穫	乾燥	脱穀	出荷		
④	330 a	㉒	134 a							67 a					
		㉖	105				40 a					105 a			
⑦	301	㉙	54							54		54			
⑨	269	㉑	145							70					
⑪	254	㉕	111									92			
⑫	252	㉒	134									67			
⑬	252	①	341		341 a										
		A	40		40										他部落
		B	180							180					
		C	30									30			
⑭	246	㉛	38			38 a									
		D	～50							○	○	○			他部落、○印は面積不明
		E	50											○	
⑱	202	㉑	145		145	145									
		㉒	134			134				67		67			
		㉓	122		122	122									
		㉔	116		116	116				116	116		116		
		㉖	105		105	105									
		㉘	71		71	71	71	71	71	71					
		㉙	54		54	54									
		㉜	28		28	28				28	28	28	28		
F	700	⑲	185	185	185	185	185			185		185			受託農家が他部落
G	150～200	㉞	（20）											○	

表17　農作業賃金の協定（小牛田町）

	1962年	63	65	66	67	68	72	73
耕起（10 a）	800	850	950	1,050	1,150	1,250	1,500	1,650
代かき（〃）	400	450	500	550	650	750	1,100	1,300
手刈（〃）	1,100	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	3,400	3,600
バインダー刈（〃）							3,200	3,500
田植（手）（〃）	900	950	1,250	1,450	1,700	1,900	2,800	3,000
〃（機）（〃）							1,600	1,700
田植（一日当）	400	420	700	800	850	950	1,400	1,500
刈取（〃）	500	520	800	900	1,000	1,100	1,600	1,700
脱穀（60 kg）							220	240
脱穀・もみすり（〃）								350
ハーベスター脱穀（10 a）							2,200	2,400
水田薬剤撒布 男（一日当）							1,500	1,800
水田薬剤撒布 女（〃）							1,400	1,800
運搬（稲あげ、トレーラー）（一日当）							4,400	5,000

4. 受委託関係の今後

原部落においては、1971年に集団栽培を部落全体でとり入れることをきめ、県の稲作近代化推進部落の指定、集団的生産組織育成事業、生産集団機械化促進事業の指定を受けた。そして機械化促進事業によって機械を導入したのである。導入した機械は、トラクター（21ps）1台、田植機7台、播種機3台、育苗箱2,000、ハーベスター2台、バインダー2台であり、これらの機械は5つの作業班に管理と利用を委かせるという方式をとった。ところがこの作業班は実際には作業単位としては機能せず、当初から個別作業、個別相対の受委託関係に分解した形でスタートしたのである。作業班は二次大戦中の隣組組織をほぼそのまま踏襲したため、さまざまの経営階層が含まれていた。ところが個々の農家の兼業がすでに進行していた上、その就労状況がさまざまであるため、作業単位として成り立つ条件が当初から薄かったのである。集団栽培事業の導入はこうして必らずしも集団栽培の展開を保障するものとはならず、機械導入を促進するという結果をもたらし、それはさらに作業受委託の関係を拡大する結果にもなったのである。

こういうことで集団栽培は成立しなかったが主要作業に重点をおいた受委託関係が広がってきたこと、さらに一部には経営の全面委託もみられるということになれば、これらの動きが今後どうなるかを吟味しなければならなくなる。なぜなら、さきにもみたように、農地の所有権移転はすくないため、それによる農地移動なり経営規模の拡大は見通しが成りたたない一方、部分作業の受託による経営規模の事実上の拡大をとおして経営のイニシアティブが発揮されることが決まってきているといえるからである。

農地所有権移転による経営規模拡大は、水稲単作地帯においては規模拡大の内容そのものを示す。つまり水稲単作地帯での従来における土地所有（改革後土地所有）では、土地の所有と耕作が結合し一体化しているから所有規模がそのまま耕作規模（経営規模）を表わすのであり、こうした下では農地の所有権移転による所有規模拡大はそのまま耕作規模の拡大を意味するのである。ところで、原部落でみたように農地の所有権移転が停滞的であるにしても、兼業化と機械化の進展、つまり下層の兼業化と中・上層の機械化という状況が明確

になると、それにもとづいた耕作(経営)の移動がおこなわれてくる。

この耕作(経営)の移動はさきにみたところの主要作業の受委託である。兼業化した農家、とくに恒常的勤務の形態をとる第二種兼業農家は家族労働力の再生産水準に対応させるために必然的に農外労働での就業が増加し、そのために農作業への従事は減少する。この減少する農作業はすでにみたように、労働日数が比較的に多いもの、労働強度の高いもの(機械に代替されているもの)などである。こういうことからこれらの農家は次第に耕作(経営)から遊離するようになり、遊離の部分が兼業の広がり(多就業形態)と深まり(恒常化)によって次第に拡大する。原部落の場合はこの拡大のプロセスにあるといえるのであって、まだこれら兼業農家が全面的に耕作(経営)から遊離しきったわけではない。施肥・水管理・防除などの作業をおこなっているからである。しかし兼業の広がりと深まりがすすむにつれてやがてはこれらの層が耕作(経営)を全面的に手放すことは予測されうる。すでにそうした例が一部に出かかっているからである。だがそうなっても所有はこれら兼業農家に残る。これについてここで考察する余裕はないが、原部落においても高地価の形成がこうした結果をもたらすであろうことは考えられることである。

他方、受託する農家層は主要機械を所有するとともに家族労働力が比較的に多いとともに、しかも兼業化もすすんでいる(一種兼業)場合が多い。だが、二種兼業農家が次第に部分作業を手放すことにより、その作業に関しての耕作が拡大することになる。そして全面的に受託することになれば、受託農家は土地の所有規模をこえた耕作規模をもつことになり、この耕作規模が経営規模となるのである。だが原部落の場合は部分的な耕作規模の拡大の段階であって受託農家が経営規模を拡大するまでにはいたっていない。

だが、小牛田町中埣農協では74年度から農協が仲立ちとなって兼業農家の経営を全面的に受託する農家を育成する準備を始めている。これの具体的な内容はまだ不明であるが、農協のこうした介在によって部分作業の受委託から経営の全面委託が急速に拡大することが予測されるのである。そうなると農地の所有権移転はますます停滞的になるであろう。

(東北大学助教授)